

原子力委員会 政策評価部会（第10回） 議事録

1. 日 時 2006年12月13日（水）10:00～12:15

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用220会議室

3. 出席者 近藤部会長、齋藤委員、町委員、前田委員
浅田（浄）委員、鈴木委員、田中委員、広瀬委員
内藤 香 財団法人核物質管理センター専務理事
内閣府 黒木参事官、牧野企画官、中島補佐、西田補佐

4. 議 題

- (1) 「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会」実施結果
- (2) 報告（案）について
- (3) その他

5. 配布資料

資料第1号 これまでの部会の論議に基づく追加説明資料

資料第2号 「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会」実施結果概要

資料第3号 原子力政策大綱に示している原子力の平和利用の担保に関する基本的考え方の妥当性の評価について（案）

資料第4号 原子力政策大綱「平和利用の担保」及び「核不拡散体制の維持・強化」に関する評価の進め方について（案）

資料第5号 核不拡散体制の現状と我が国の取組

資料第6号 原子力委員会 政策評価部会（第9回）議事録

資料第7号 原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会 議事録

(近藤部会長) おはようございます。政策評価部会第10回を始めさせていただきます。

本日は浅田先生にはご都合がつかないということでご欠席の連絡を受けておりますが、その他の方には年末のお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

9月以降、平和利用の担保に関する政策評価を実施するべく、関係機関のヒアリングを実施し、11月17日には有識者及び市民の方のご意見を聴く会を実施してきました。本日は、まず、この会の結果について事務局からご説明をいただきまして、その後、これまでの議論を踏まえて政策評価報告の素案を事務局が作成しましたので、これについてご審議いただきたく存じます。

もう1つ、この席で平和利用の担保に関しては、国内対策だけでは不十分であり、国際核不拡散体制の維持・強化への貢献も重要ではないかとの御意見を頂戴しました。原子力政策大綱ではその分野については国際的取組みという政策パッケージに入れてあるのですが、確かに、このことについても一緒にしたほうが分かりやすいので、この取り扱いについて前向きに検討したいと申し上げたところ、今日はその方向で検討するとしたらということで事務局が用意した資料をご紹介します、審議の方向についてご意見をいただくことにしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは最初に配布資料について事務局から確認いただきます。

(中島補佐) 資料第1号から第7号を確認させていただきます。資料第1号は「これまでの部会の議論に基づく追加説明資料」、資料第2号「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会」実施結果概要、資料第3号「原子力政策評価に示している原子力の平和利用の担保に関する基本的考え方の妥当性の評価について(案)」、資料第4号「原子力政策大綱『平和利用の担保』及び『核不拡散体制の維持・強化』に関する評価の進め方について(案)」、資料第5号「核不拡散体制の現状と我が国の取組」、資料第6号「原子力委員会政策評価部会第9回議事録」、資料第7号「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会 議事録」でございます。資料に不備がございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

(近藤部会長) よろしゅうございますか。

(中島補佐) もし、よろしければ今回につきましても議題の前に、これまでの部会委員や有識者等のご意見を踏まえまして、事務局にて作成した資料について、ご紹介させていただきたいと思っております。

資料第1号、これまでの部会の議論に基づく追加説明資料でございます。資料の構成としましては、国内保障措置活動について、事業者による情報漏えい防止対策についての2点に

ついてまとめてさせていただいております。

国内保障措置の活動についてでございますが、事務局におきまして保障措置実施対象者及び関係者にアンケートを行いましてとりまとめたものです。とりまとめにあたりましては、事業者が特定される情報を除いて、事業者等からの回答をそのまま、またその事実関係等内容につきましては吟味したものではないことをご了承いただきたいと思っております。

まず1. としまして、事業者の保障措置業務量等の最近の変化ということで、評価部会の中におきましても事業者におけます業務量について、どういうふうになっているか、事務局がその事業者からアンケートをとりまして聞いたものでございます。

ウラン燃料加工事業者、電気事業者、再処理事業者から聞いてございます。

ウラン燃料事業加工者におかれましては、統合保障措置の前提条件として関連核物質の移動データの I A E A への毎日の送信及び月ごとの事前情報提供等の業務量は従来よりも増え、さらに棚卸及び国による棚卸査察の必要性は従来どおりであるので、施設にとっての保障措置関連活動の業務量全体としてはわずかな減少にとどまっているという回答でございました。

また電気事業者につきましても統合保障措置への移行によりまして期待されたほど事業者の業務量の減少には至っていないという回答を得てございます。

また、再処理事業者からは現在、24時間査察が実施されており、査察業務量に変化はないという回答をいただいております。

これに対しまして関係行政機関からのコメントをいただきましたところ、事業者との意識共有を図ったうえで日・I A E A 保障措置合同委員会等の政策レベルの会合及び技術レベルの会合等において事業者への不必要な負担がないよう、I A E A に対して交渉しており、また、今後も引き続き交渉を継続していきます。

I A E A 側の査察機器の不具合についても追加査察による負担増が最小限になるよう、交渉を継続していきます。

なお、棚卸は事業者が実在庫を確認するために年に1回実施され、国の棚卸査察はこれを検認するもので、ともに国際約束に基づく計量管理を完結させるために必要な手続きである。

また、24時間査察は事業者合意の上で実施されているものでありますという回答を得てございます。

次に2. として保障措置活動の質の向上や関係者の意識共有のための方策として、関係機関、事業者がどのような取組みを行っているかということについてまとめていただきました。

まず文科省でございますが、全査察官による定期研究会の開催。また、保障措置検査に係る研修等の受講。シンポジウム、学会等への参加。

それから、IAEA職員ポストへの一時的な査察官の派遣。その後の保障措置業務への配置の働き掛け。

それから、原子力業務の実務経験者の中途採用。海外経験者の配置、また財団法人核物質管理センターの検査員の資質向上に係る方策についての指導。また、IAEA及び原子力事業者との意識共有のため、定期的な会合を実施しているという回答を得てございます。

次に核物質管理センターの取組状況でございますが、施設固有の帳簿検査や非破壊検査等の検査を着実にするために事前に打合せを実施しています。

検査員のレベルアップを図るため、国内外の専門家を招いた最新技術等の研修及びIAEA主催の研修等に検査員を参加させている。

保障措置検査のより円滑な実施のため、本年10月よりその実施体制、機器取扱いの能力の向上等に向けた見直しを開始しております。

一層の効率的、効果的な保障措置を実施するため、組織に外部委員会を設け保障措置業務の改善に向けて検討を開始しています。

保障措置に関する最先端技術の査察への取り入れを促進するため、IAEA主催のシンポジウム、核物質管理に関する学会等に参加し、情報の収集を行っています。

また、核物質管理の重要性との意識共有のために保障措置セミナー、SIRセミナー及び計量管理の報告書作成に関する講習会等を開催し、テキストのほかパンフレット、「やさしい核物質管理読本」等の解説書等を配布し、積極的な活用を促しているということでございます。

また、3番目としまして、事業者の取組ですが、事業者として、日常のOJTだけではなく知識、技術の向上のための教育を計画的に実施しているところでございます。

また、社内教育プログラムの1つに保障措置及び核物質防護講座を設けて実施を行っております。

また、新人社員に対する教育また全従業員に対する年次リフレッシュ教育等を行っています。

また、事業者自ら行う研修等以外におきまして、核物質管理センターで行っておりますような保障措置に関するセミナー、講習会などにも積極的に参加しています。

また、核物質管理学会等に参加等を行うとともに、そういう場において論文を発表すると

ともに、国内外の保障措置技術者との技術交流を図っているということでございました。

次に3番目としまして、事業者からの保障措置の実施に際して国、IAEA及び関係機関等に対する希望・提言事項でございます。7つほど希望・提言が出ておりました、幾つか共通するようなものにつきましてはまとめて関係省庁のほうからコメントをいただいておりますので、関係省庁のコメントも紹介させていただきたいと思っております。

1つ目としまして、国・IAEA・関係機関等と有効な協力関係が得られているものと思われませんが、ただし事業者においては統合保障措置のメリットが実際に感じられないため、事業者負担とならない査察方法及び新たな査察機器の開発等により効率的な査察を実施してほしい。

また、査察機器の品質管理向上や各種マニュアルの整備などにより、査察の確実な実施に努めてほしい。

2番目としまして、核不拡散及び保障措置政策に関してはJAEA内に設置された核不拡散科学技術センターが有用な提案を行っている一方で、査察業務に関してはIAEA等からの技術の受領のみで一方通行が多いように感じている。国として必要な技術開発を行い、成果をIAEA等に提供する体制を整える必要があるのではないか。

3番目としましては、計量管理報告に関して合理化検討を図るべきではないか。また、ペーパーレス化の推進についても検討すべきではないといった希望的提言がありました。それに対しまして関係行政機関のコメントですが、六ヶ所再処理施設や六ヶ所MOX燃料加工施設など、新しいタイプの保障措置が必要とされる施設については、核物質管理センターに委託して核物質の流れを検認できる非破壊測定装置及び封じ込め／監視を中心とするシステムを開発するなど、必要な技術開発を行い、さらには本システムをIAEAと共同利用して査察を実施している。

また、その他必要とされる機器等についても日・IAEA保障措置合同委員会等の政策レベルの会合及び技術レベルの会合に際し、より効率的な保障措置実施のため、事前に原子力事業者から保障措置機器・手法の改善に係る要望等を聞くなどの場を設けております。

また、核物質管理センターにおいては保障措置検査のより円滑な実施のため従来から査察機器の取扱いの能力の向上を図るとともに査察機器のマニュアルの見直しや整備を行っているほか、本年10月より機器取扱技術の能力の向上、マニュアル等の管理充実等に向けた体制の見直しを開始しているところでございます。

ペーパーレスの関係ですが、これにつきましては電子申請による報告につきまして平成1

6年度から実施して受け付けられるようになってきているということと聴いてございます。

また、法令に基づき原子力事業者から求めている報告は国際約束に基づく保障措置を着実に実施するために必要な措置でありまして、これらの必要性につきましては計量管理に関する説明会等の場において事業者の理解が深まるよう努めているところでございました。

4番目としまして、査察員の能力アップのためのトレーニングは現状では各施設にて行われるケースが多いということでもございましたが、核物質管理センターには代表的な査察機器を備えた訓練用施設があり、機器の取扱い能力向上のためにトレーニングを行っているということでもございました。

それから、IAEAの収去試料運搬に係わる法整備が必要ではないかということにつきましては、これは事実関係を現在確認しているところでございます。

6番目としまして、安全所轄当局の保障措置に対する理解が必要である。特に査察機器の設置に係わる設計及び工事に係る対応の迅速化、または査察機器は設計及び工事等の対象外とするなどの措置を検討してほしい。これにつきましては安全規制に係わる査察機器などの設置については、事業者からの申請よりも前に関係部局に情報提供するように心がけています。また、査察業務上、許認可を急ぐ必要がある場合は、その旨も参考情報として関係部局に提供し、査察業務に支障がないよう配慮していますということでもございました。

それから、7番目としまして統合保障措置の適用によりスケジュール査察から短時間通告査察への査察態様が変化しつつあるが、すべてを短時間通告査察に変えることはできない。

IAEAの査察官の放射線作業の作業区分の整備又は緩和措置を希望するというところでございますが、査察の在り方につきましては国は事業者との意識共有を図ったうえで、日・IAEA保障措置合同委員会等の政策レベルの会合及び技術レベルの会合等において事業者への不必要な負担がないよう、IAEAに対し交渉しており、また今後も引き続き交渉を継続していきますという回答を得てございます。

次のページに我が国における保障措置活動状況等ということで、IAEAによる査察対象の施設数、国の職員による査察実績、指定保障措置検査等実施機関による保障措置検査の実績、補完的なアクセスの実施回数、国内保障措置の実施に関する予算額について2002年から2005年の4年について紹介させていただいております。

2番目としまして、事業者による情報漏えいの防止対策についてですが、これにつきましては日本原燃の取組状況についてご紹介させていただきたいと思っております。

文書の管理としまして、社外からの不正アクセスの防止対策、これにつきましては社外ネ

ネットワークとの接続は社内共有ネットワークに限定する。

社外ネットワークとの間に多重の防護壁（ファイアー・ウォール）を設置。

社外ネットワークと接続している社内共有ネットワークと再処理工場の運転・保守用ネットワークは物理的に分離ということで、完全に再処理工場の運転・保守ネットワークは独立した形にさせているということをございました。

社内共有ネットワークに社内の個別ネットワークを接続する場合には、その間にファイアー・ウォールを設置するというございます。

またウイルス対策としましては、社内ネットワークとの接続点にウイルスフィルターを設置。

社内共有ネットワークに接続している全パソコンにコンピュータウイルス駆除ソフトを導入し、常に最新のウイルスパターン定義ファイルを自動配信。また、OS及びパソコンに対するメーカー提供のセキュリティ強化対策を実施。

社内電子データの漏えい防止対策としましては、認証によりパソコン使用者を特定。認証パスワードの定期的な更新、有線ネットワークを採用。データベースへのアクセス権限を設定、データベースへのアクセス状況を監視・ログ採取。

社外へのメール送信状況を監視・ログ採取。

サーバー室を施錠管理。

ネットワーク間にファイアー・ウォールを設置、ウイルス対策。

パソコン利用者の遵守事項をルール化。また、昨年、原子力関連企業の情報流出によりさらに以下のような対策も実施したということで2点ございます。直ちに全社員に対しファイル交換ソフトの有無を確認し、当該ソフトがないことを確認。

漏えい防止対策の徹底を図るため、全社員に対して以下に示す対策を徹底するように周知。ソフトの無断インストールの禁止、社内パソコンの社外持出し禁止、社内電子データの社外持出し禁止及び私用パソコンの社内ネットワークの接続禁止。

また、原燃の委託先、協力企業等に対しても指導を行っていきまして、委託先への情報管理の徹底として、より一層の情報漏えい対策の徹底を文書にて依頼。また、核物質防護関連に係わる協力企業にはさらに徹底し、平成17年の法令改正に基づき、核物質防護に係わる情報管理の強化と徹底を実施してございます。

また、こういう情報漏えいにつきましては1回やればよいというものではなくて、設備面、それから教育面につきましても適宜フォローしていくということから、1ページ戻りますが、

日本原燃からも今後も情報漏えい対策は改善を図っていくという説明がございました。以上でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。私からまず経緯をご説明すべきだったのですが、後半のほうは前田委員からご発言があったことです。安全の確保の分野で取り扱うべき課題なのですが、関連性がないわけではないので、念のために、事業者にお問い合わせで得た情報をお知らせした次第です。

前半のほうは、浅田委員から検査官に対する評価はどうなっているかというご質問や現場の負担に関して現場の声はどうなっているかというご質問をいただいたこと、それから、ご意見を聴く会でも、下請け企業にまで保障措置に係わる教育がきちんとなされているのかという問題提起がありましたことなどから、保障措置に係る関係者の取組の品質を維持・向上する取組がどうなっているかP D C Aサイクルがちゃんと回っているかを確認しようということになり、急だったんですが、関係者にアンケートをしまして、このような回答を得ました。バックチェックなどがすんでいない生情報であることに留意されてみていただければと思います。現場の生の声の一端は窺えたのかなと思っております。

これらの資料については議論していませんので、まだ、ご審議をいただく政策評価素案のなかにはまだ取り込んでいません。そこで、ここでこれについてご意見を頂戴しておくべきと考えます。まず、若干被告側に位置する内藤さんから当事者として感想などを述べていただいて、その後、町委員、鈴木委員に順次ご発言をいただきます。では内藤さん。

(内藤専務理事) 今ご説明いただいた資料の中で幾つかの点が、大事な点が指摘されていると思います。特に、核物質管理センター、国もそうですが、保障措置検査活動について品質管理といいますか、それを向上させる必要性というのは非常に認識しておりまして、そのためにこれまでもいろいろやっているわけですが、さらに拡充したいということで取り組みを始めております。

それから、事業者の中には非常に率直なご意見というのが出ているわけですが、必ずしも事実認識のところで正確ではないようなところもありますので、そういう意味では国も含めて現状認識、正しく認識されるようにさらに努力していかなければいけないかなということは考えております。

実は、今週の月曜日に、この中には何度か出てきますが、関係行政機関のコメントということで書いてありますが、日・I A E Aの保障措置協定に基づきます日・I A E A合同委員会というのがこの月曜日に開かれまして、我が国における保障措置の実施の現状及び課題に

つきまして、率直に意見交換をして、さらに改善を目指すということで会議を行っております。この中にも幾つかここで指摘されているようなことにつきまして、日本側から I A E A のほうに善処を求めているいろいろな意見を述べたということもございましたことを紹介させていただきます。以上でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。町委員。

(町委員) ありがとうございます。2、3気になったことがあるのですが、まず事業者の負担量が最近のアンケートで、わずかの減少とか、減少に至っていないと出ているのですが、実際の負担の大きさについて知りたいということと、もう1つ、検査員のレベルアップの点ですが、言葉の問題があると思うんです。私は I A E A にいたときに話を聞いているんですが、I A E A の査察員との英語のコミュニケーションが大事だということです。その辺が訓練の中に入っているのか。

それからもう1つは、技術開発をして、保障措置をより合理的にしてくれというのは民間側のニーズとして出ていて、非常に大事なことだと思うのですが、日本国内の取り組みはどうなっているのか。

それから、日本が新しい方法を提案しても、I A E A が採用してくれなければ使えないので、I A E A との連携は非常に重要です。

(近藤部会長) ありがとうございます。鈴木委員。

(鈴木委員) ありがとうございます。貴重な情報をいっぱいいただいたと思います。今、町さんのご意見と同じで、もしデータで事業者からのマンアワー、マンデーとか、予算がもしわかればさらにいいかなと思いますが、この辺はまだ難しいかもしれませんが、できればいただきたい。

それから、この技術開発の話は、私の理解では J A E A の核不拡散科学技術センターというのがそれをやっているのではないですか。

(町委員) と期待しているんですが。実際どの程度やっているのですか。

(鈴木委員) 今回見た保障措置、核物質防護のプラクティスの面でのレビューなどもセンターに期待していいのではないかとというのが1点。

民間事業者のほうでは、これを読んで思ったのは、安全文化の議論のときと同様に事業者間でベストプラクティスの情報共有とか、あるいはレビューというのがいいかどうかわかりませんが、せつかくある企業がこの分野で非常に効率よく、何かいい方法を編み出したとすれば、その情報がほかの事業者にも行き渡るような仕組みがあったらいいのではないかと。

これは事業者レベルの話でございますが。

それから、下請けとか、いわゆる原子力事業者でない方々の核物質防護に関する意識醸成の問題というのは非常に大事な問題だと思うんですが、これはここで議論することではないかもしれませんが、日本の安全規制が事業者規制になっていて、核物質にはついていないというところの弊害があるのかな。それは結果的にすべて事業者のほうに責任が行ってしまうということが負担になるといったらいいかわかりませんが、責任がなければしょうがないんですが、効率性から考えた場合にも物質に規制がついているほうがすべての物質を扱う事業者が責任を持つというほうが、そういう意味ではいいのかなという気がします。これは難しいかもしれませんが、感想です。

(近藤部会長) ありがとうございます。ほかに。

(田中委員) 一言。今の話と関係するんですが、下請けとの関係、私は見落としたのかもしれませんが、事業者が下請けに出した場合に事業者が責任を持つというのは、これは普通の産業界には当然の話なので、その場合に国内保障措置、この間の意見を聴く会でもいろいろ出ていましたが、下請けを巻き込んだ教育というのか、結局、最終的には基本的には事業者が責任を持たなければいけないのであって、下請けも巻き込んだ関係での保障ということはどこにも書かれていないような気がするのですが。

(近藤部会長) ありがとうございます。ほかに何か。

今日の資料は内藤さんがおっしゃったように行って帰ってきたそのままを事実確認もしていないでここにお示ししたので、事実無根と憤慨している人もいていい、そういう資料ですので、ご意見を踏まえて当事者の意見をきちんと整備いたしまして、問題点として今後の施策に反映するべきところを評価報告書に書き込んでいくことにしたいと思います。本件はそのようにお約束して、この辺で終わりにしたいと思います。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

では、次。本当の議題です。ご意見を聴く会の実施結果について。

(黒木参事官) 資料2をご説明したいと思います。先月17日金曜日でございますが、新潟市の朱鷺メッセにおきまして、今回の平和利用担保の関係についてご意見を聴く会を開催いたしましたので、その内容をご説明したいと思います。

4時間弱、内容のある議論だったのですが、時間の関係で概要だけを紹介させていただきます。

出席者は原子力委員の5名の先生と浅田浄江委員、田中委員、内藤専務理事。また、パネ

ラーということの有識者、にいがた女性会議の代表の方、それから新潟日報の方、原子力資料情報室の方にご意見をいただくとともにパネルでディスカッションしていただいております。約160名の方にご参加いただきました。

実施結果ですが、一部と二部の2つに分けて実施しております。一部については有識者3名の方からご意見をいただいて、それで部会構成員を含めた形でパネルの中で議論をしました。

二部は会場から事前に意見をくださいということをお願いしております、15名の方からご意見をいただいております。その実際にいただいたご意見ということで、(1)以降に記載しております。

ちなみに基本的にはご意見をいただく会ですが、質問の形で発言をなさったり、また事実関係が間違っているようなことについては部会構成員から簡単なコメントを差し上げるという形で進めておりますので、一部、意見に対するコメントというのが入っております。

最初の1、原子力平和利用の原則の維持、国際的な枠組みへの積極的な参加に関してということで、主な意見として①我が国の原子力の平和利用について、国際的な理解が得られないのではないかという話。

②ですが、事業者の事業が平和目的に限定されていることに関し、審査において国がより細かく確認し、その過程を公表してほしいという話がありました。コメントとして公表するなど努力しますというコメントです。

③で今般の政治家等による核武装議論に関して危機感を持っていますというお話がありました。平和利用に係わる関係者の努力が台無しになるのではないかとという意見です。これに対するコメントとして、我が国の状況を考えれば、核武装するという選択は取り得ないのではないかとコメントが参加員の1人からございました。

④として情報公開が徹底されている国において、核開発の議論はおかしいのではないかとという話がありました。

⑤ですが、核不拡散に関する国際協力や国際展開のご意見がございました。これについては平和利用の担保ではなくて国際的取組のほうで議論を行うこととなりますという整理をしてございます。

⑦ですが、原子力関連施設の警備の強化のお話もございました。これにつきましては、核物質防護等ということになるので、別の安全確保のほうで議論をいたしましたという紹介をしてございます。

2番目に、国内での意識の共有に関してという話であります。①です。我が国がIAEAの保障措置を着実に受け入れていること、これを国際社会における我が国の評価などについて知っている人が少ないのではないか。平和利用をやっているというのは知っているけれども、IAEAの査察を受けているなんていうことを知っている人はいないのではないか。さまざまな方向でより多くの国民に対する広報活動を進めてくださいという意見です。

②でございます。原子力の専門用語を使ったらわかりませんという意見です。コメントとしては、その説明責任を果たすべく時間をかけてしっかりやる必要がございますという話をしております。

③原子力発電所がない地域の住民については、認識や関心を持つのは難しいのではないかとということです。コメントとしては、発電所の産地と消費地の間での交流など、有効な方法があるのではないかとこの話がございました。

④が学校教育の現状と今後の見通し、平和利用についてどう思うかという話でございます。コメントとしては、教科書などを通じて事実を正確に示し、議論できるような環境を整備すべきであるというコメントをしてございます。

⑤ですが、平和利用の認識あるいは倫理について、協力企業まで浸透しているかどうか検証をし、徹底すべきではないか。先ほどの田中委員のお話でございます。これに対するコメントとしては、現場での実態などについて把握し、相互理解を図っていきますというコメントがございました。

⑥でございますが、原子力委員会は平和利用に対してどう取り組むか、姿を見せるべき。委員会の姿が見えないという話がございまして、コメントは努力するという趣旨の答えをしてございます。

⑦⑧⑨は省略させていただきまして、3番目の国際社会に対する発信についてであります。最初の①ですが、国際社会は日本の平和利用に対して疑惑の目で見ている、そういう現実も認識する必要があるのではないかとこの意見がございました。

②として、海外からの核兵器保有の懸念に対して、国内外において我が国の平和利用の取組についてさらにアピールし、世界の中のモデル国家としてリーダーシップをとってほしいというご指摘がございました。この意見については、基本的には現在やっている活動をさらに進めて努力いたしますというお話がございました。

③ですが、北朝鮮の情勢が緊張している今だからこそ、平和利用を明確に訴えて説明責任を果たすということの非常にいい機会、好機ではないかというようなお話がございました。

続きまして4番目、プルトニウム利用に関する透明性の確保についてであります。①はプルトニウム利用計画などの公表などについては透明性を高めるうえで、歓迎すべき動きである。

②プルトニウム利用の透明性や平和利用担保の技術的な手法について、国内外への説明の機会を定期的に頻繁に持つことが必要である。

③プルトニウム利用については需要側だけの議論にとどまらず、供給側を調整するということへも踏み込んでほしいという話がありました。

④は省略させていただきます。

5の技術開発等による国内外の理解と信頼の向上に関してという点でございます。

①です。公表できない情報が多々あるのは承知しているけれども、国民や国際社会の安心感、信頼感を生み出すためにはできる限りの情報を公開していただきたいという指摘です。

②でございます。MOXがプルトニウム単体と違って核不拡散性に本当に優れているのか、疑わしいというお話がありました。これに対するコメントとして、事実関係として、現実に東海再処理の運転に際して日米の協議の中で米国はMOXを精製する際に、混合転換、ウランとプルトニウムを一緒に転換するという事で核拡散抵抗性が増すという認識で東海の運転を認めているし、六ヶ所も同じような技術が採用されているというご紹介がありました。

③は省略させていただきます。

その他、会議の運営等に対して貴重な意見をいただきましたけれども、これも省略させていただきます。最後に部会長から総評がありました。

①でございます。平和利用の担保は原子力利用の大前提であります。今回、平和利用を担保について、内容をほとんど聞いたことがないという率直な意見を聞かせていただいた。原子力委員会が今後取り組むべき課題が明確になったということ。

②として、非常に活発なご意見をいただいて政策に係る問題点がご指摘いただいたと考えているというまとめをさせていただきます。以上であります。

(近藤部会長) ありがとうございます。以上の報告についてご質問をお願いします。

広瀬委員。

(広瀬委員) 学校教育のところですが、ここでは教科書等を通じて事実を正確に示すべきということ、環境を整備すべきという議論があったということですが、具体的に教科書にこの活動を紹介してもらおうとか、少なくとも日本がこういうことをしていますということ、教科

書にどういふふうに入れるかというような案がありましたら、少し考えたほうが良いと思うのですが。

(近藤部会長) ありがとうございます。そうですね。現在は、教科書に原子力についての記載を入れてもらえるかももらえないかという水準で議論をしている状態で、原子力について記載していただくところ、その中身に平和利用の担保のための内外の取り組みについてかく記載すべしという議論にはいたっていない。そこで、今後はそうしたいという段階ですから、これからそういう案からつくるのだと思います。そう思います。

齋藤委員。

(齋藤委員) 参加して感想になりますが、初めに事務局から私ども部会で審議してきたことを簡単に説明していただいたわけであります。その中で保障措置とか核不拡散とか、そういった言葉が出てきて、委員からこれは一般の方にとっては業界用語でわかりにくいとの指摘がありました。業界用語であるといわれるのはわかるのですが、何か的確な別の言葉遣いがあるかというとなかなか難しい訳です。

しかし、一方、フロアの一般の方から、事務局の説明を聞いて、初めて平和利用の担保とか保障措置の中身が、良くわかったという話が私は印象的でした。そう言ったことで地道に機会ある毎に説明していくということが1つは大事ではないかと思った次第であります。

(近藤部会長) ありがとうございます。確かにホームページをクリックしても保障措置という言葉自体がわかりにくいとか、どこをクリックしていいかわからないということになると、原子力委員会として反省すべきですね、こういう会で勉強できる人は極めて限られているわけですから。

ほかに御意見ありませんか。よろしゅうございますか。なお、今日、議事録を資料7として配ってあります。これから得られる知見を政策評価における今後の関係者に対する政策提言、活動提言に反映していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

次の議題ですが、資料3の評価についての案の説明をお願いします。

(黒木参事官) 資料3です。この資料は大綱に示した原子力の平和利用の担保に関する基本的考え方の妥当性の評価について(案)と書いてあります。この資料をもんでいただいて、最終的には評価結果という形に報告書にもっていきたいと考えているものでございます。

前回、一度ご紹介させていただいて、それから評価の内容が今まで書いておりませんでしたので、今回は評価の内容を入れるのと、先ほどご紹介させていただきました新潟でのご意見を入れ込むような形で書いてみました。

内容ですが、全部で大きな柱として5つの柱で書いております。1番目の柱が原子力平和利用の原則の維持及び国際的な枠組みへの積極的な参加ということで、内容としては国内の保障措置とIAEAの保障措置の厳格な適用、確保がなされているかということを中心に記載している部分です。

1. 1が、最初に大綱に示している基本的考え方ということで、大綱で書いているエッセンスを①②③ということで記載させていただきまして、評価の視点を書くというスタイルにしております。

次の1. 2が関係行政機関等の主な取組状況ということで、大綱に示していることに対応した形で関係省庁がどういうふうに活動を行ってきたのかということは今までヒアリングで聞いた内容を記載している、そういう形にしております。

個々の部分の説明は省略させていただきまして、2ページです。2ページの1. 3です。ここが議論ということで、関係省庁との間でヒアリングの途中でなされた議論、それから先般の新潟でのご意見を聴く会でいただいたご意見、それをずっと記載するような形にしております。

3ページ目の⑫から少し薄くハッチングしているような感じに見えるところは、前回の資料から新たに加えたものです。⑫から⑯まで、先ほど説明した資料を入れ込むような、簡潔にして入れ込むような形で加えてございます。

最後に1. 4ということで評価を記載してございます。今回、評価については初めてご議論いただくということで記載している内容をご説明いたします。

まず、国及び事業者は、原子力の研究、開発事業を現に平和の目的に限って推進し、国はその担保のための国内制度を整備するとともに、事業者は国内制度、IAEA保障措置を厳格に受け入れている。それらは大綱が示した基本的考え方と整合していると判断しますということを書いております。その後で、今後とも保障措置活動のより経済的、効率的な推進及び質の向上に向けて、国、事業者及びIAEAが連携をとり、現場の状況を把握し、常に検証していく体制を引き続き維持するべきですという趣旨のことを書いてございます。

また、国民への説明責任を果たす観点から引き続きまして情報の適切な公開が望まれます。さらに国が法律に基づいて行う審査においては、平和利用に限定されているとの判断に係わる情報発信について一層の工夫が期待されますという評価を書いております。

続きまして、同じ4ページの2、国内での意識共有の項目です。2. 1、これは同じように大綱の基本的考え方を書いております。

2. 2で関係行政機関の主な状況を書いてございます。

2. 3の議論でございますが、この議論についてはご意見を聴く会で多くのご意見をいただきましたので、これが6ページになりますが、⑩から⑱ということでもいただいたご意見を簡潔にして書き込んでございます。その上で2. 4、意識共有についてのところの評価を記載してございます。ここでも国及び事業者は、意識の共有や国民に対する広聴・広報活動を進めており、また、関係者の間で協力的な姿勢が見られるなど、原子力政策大綱が示した基本的な考え方の目指す方向について取組を行っているとは判断します、とまず記載しております。

「しかし」のうえで課題などを書いております。平和利用を担保するための具体的な枠組みや関係者の取組について、いまだほとんど知られていないといえますという認識をまず書いています。平和利用の担保に係わる活動の意義や重要性について、平易な用語を用いることも留意しながら、さらに積極的かつ効率的に正確な情報を発信し、それが国民に届いているかを精査すべきです。また、事業所の全従業員及び関係者の間で核不拡散の組織文化を醸成し、高い意識を維持することで質の高い平和利用の担保に係わる活動に結びつけることが望まれますと記載してございます。

3. 国際社会に対する発信であります。3. 1、3. 2は省略いたしまして、3. 3でございすが、これも9ページ、⑭から⑱についてご意見を聴く会の意見を入れ込んでございます。そのうえで3. 4、評価のところでございます。最初に原子力平和利用の原則については国際会議や政府間協議において頻繁に言及し、海外での核実験に対し抗議声明を遅滞なく表明しており、大綱が示した基本的考え方に沿って発信を行っているとは判断しますという基本的な考え方を示しております。

そのうえで、ただしということで、我が国の核兵器保有に対する国際社会の懸念について認識しながら、情報発信のみならず、その内容を精査し、相手国の理解に誤りがあれば正確に正すなどの対応が必要であり、外務省を中心に我が国の外交政策の一環として取組み、我が国全体に対する信頼を高めることも重要です。

さらに外務省などの政府機関については限界があるとしたうえで、今後は事業者が学術機関、民間団体などが海外の一般国民に対する草の根活動や同事業者レベルでの共通意識の形成を奨励するなど、海外との多層のネットワーク構築が積極的に行われるようにすることが重要ですとしてございます。

続きまして10ページであります。プルトニウム利用に関する透明性の確保でございま

す。ここにつきましても4. 1、4. 2は省略させていただきまして、4. 3の議論の中でご意見を聴く会の意見を③から⑥ということで組み込んでいます。そのうえで4. 4の評価といたしまして、国及び事業者は原子力政策大綱が示している基本的考え方のおりプルトニウム管理状況及びプルトニウム利用計画の公表をはじめとして、我が国におけるプルトニウムの利用の透明確保に努めていると判断します、と記載しております。

そのうえで、プルトニウム管理利用に関する透明性が向上することは重要であり、プルトニウム利用計画について、取り組む進捗に応じて利用目的の内容をより詳細なものにしていくことを期待するとともに、国民によりわかりやすい説明をするなど、情報発信を心がけることが必要ですということを記載してございます。

続きまして、5. 技術開発等による国内外の理解と信頼の向上です。5. 1の原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方、5. 2については省略いたしまして、5. 3の議論について13ページの⑩⑪、14ページの⑫ということでご意見を聴く会の意見を加えてございます。そのうえで5. 4の評価であります。国・研究機関は計量管理技術や核不拡散抵抗性技術の開発を従来から進めており、国際的な協力体制を構築し、原子力政策大綱が示した基本的考え方と整合しながら、技術開発等を通じた国内外の理解と信頼の向上を図っていると判断しますとまず記載してございます。

そのうえで留意事項として、技術開発など不断の保障措置関連技術の研究開発が必要であって、それに対して貢献していくことが極めて重要だと認識を示してございます。また、国及び研究機関は国際社会のニーズを正しくとらえ、我が国の保障措置関連技術の進歩や発展性も視野に入れながら研究開発の目標を吟味し、民間事業者の優れた技術も活用できる仕組みを工夫しながら国内の研究開発を進めることが望まれます。

最後に6. まとめ、です。以上の評価を踏まえると当部会は関係行政機関等においては、大綱に示した基本的考え方に沿って取組が進められていると判断しますという記載をしたうえで、今後ともこの基本的考え方が引き続き尊重され、取組を強化していくことが期待されるので、大綱が平和利用の担保に関する基本的考え方として示したことは妥当であると評価しますとしてございます。

最後は前回の安全確保と同じような形で、今後の話を記載してございます。以上でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。このスタイルが、殊に議論というところでやや言い放しになっていること、それから、そもそもこの報告書の読み手は誰だといいたくなる記

述が気になるとおっしゃられると思うのです。読者については政策評価なので第一義的には政策担当者なのですが、皆さんのご意見を踏まえてのことですから、国民の皆様から見てわかるものでなければいけないということがあります。評価のところは抽象的になっていますのは、最初に取り上げた分野が安全の確保だったところ、これについては原子力委員会の所掌ではないところも多いので、用心してやや抽象的な評価を書いたのですが、今回の案の記載振りはそれを引きずっているようです。安全の確保以外の分野ではそういうこだわりがなくもいいのでもう少し違う書き方があるかとは思いますが、とりあえずはそういうことで取りまとめた資料ですので、ぜひ違うスタイル、思いつく改善点は全部書くということもあるのかなということも含めて、ご提案、ご意見をいただければと思います。

それでは、11時30分まで30分間これを議論したいと思います。思いつくところからどんどんおっしゃっていただければと思います。どなたからか。前田委員から。

(前田委員) 今の話、この報告書はだれからだれにということですが、政策評価部会から原子力委員会に出すものと考えて書かれているというのか、あるいは原子力委員会が一般外部に対してこういう評価をしましたというものをあれするために書かれているのか、それによって書き方が違うと思うのですが、具体的にいいますと、4ページの1.4の評価のところですが、平和利用の目的に限られているということの審査についての議論があつて、それを受けてこの1.4の評価の一番最後のところで、平和利用に限定されているため、この判断に係わる情報発信についての一層の工夫が期待されますですが、平和利用に限定されているとの判断というのは、これは事業申請の審査での判断であつて、原子力委員会がする判断です。だから、この報告書はだれがだれにということであつて、もし原子力委員会が外に向かって発表する文書だとするならば、一層の工夫が期待されますという書き方はおかしいですね。

(近藤部会長) おっしゃることはよくわかります。チューニングします。これはその前のページのところでの、議論を踏まえて真面目にやりますよという原子力委員会がいったことだから、事務局が評価のところ書き込んでしまったんだと思いますが、そこはわかります。どう書くのが一番いいか、工夫します。

手続きの問題はいいんだけど、もちろん原子力委員会に報告するのだけれども、公表するわけだから、そこは当然のことながら広いオーディエンスを前提において書くべきだということ。

(前田委員) 何か人ごとみたいなことが書いてあるととらえられればね。

(近藤部会長) 受け身はまずい。おっしゃるとおりです。

浅田委員。

(浅田委員) ありがとうございます。パラグラフが分けられていて、とてもメリハリというか、わかりやすくなっていてよろしいかなと聞かせていただきました。そして、今、だれからだれにというところでさらに言葉遣いがはっきりされるのかなと思いましたけれども、最終的には国民の1人である私がこれを読んだときにどう思うかというふうに思ってみたときに、先ほど委員長のほうからエクスキューズというのでしょうか、抽象的だというお話がありましたので、その評価の部分ですね。すべてに共通しているところですが、前段の部分は判断しますという、このパラグラフはいいと思うのですが、その次のところがとても抽象的だというふうに私も感じていまして、これがその次の目標なり課題につながっていくことになると思いますので、これが抽象的というよりはある程度具体策がイメージできるような書きぶりがよろしいのではないかなと感じました。それは全項目についてそう思いました。

この議論というところですが、これは関係者からのヒアリングと、ご意見を聴く会の2つの総合されたものであるのだというところがどこかに明記されているほうがいいのではないかと思います。そういう国民の方たちの意見を踏まえて、この評価がされているのだということ明記すること自体が広聴になると思ひまして、それが一連つながっていくとPDCAがサイクルしていくということが明確にわかるかと思ひます。

先ほど齋藤委員からもお話があった言葉の使い方ですが、それを悩んでいるんだということが国民に伝わることも1つの広聴・広報とお互いのサイクルになるかと思ひます。以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。思いきったテーゼとしては議論のところに①としてすべきではないかと書くと、それははい、拝承と書くのか、いやもうしているよと反論を書く、ここで議論が完結するというか、ここで本当の意味の議論をして、それがこの評価のところに使えるようにしていくというやり方もあるのかなと思ひているんですが、この意見全部にそれをやるとものすごく作業量が多いです。そこはつらくて、どうしてもおかしい、間違っていると思うところについてはパッと書くようにしているのですが、今回の案では、それにしても、まだあまり書いていないですね。

評価のところに極めて抽象的に大項目でそれを飲み込んで改善提案を書いている。ですから、つながりが悪いというご指摘があるのも確かだと思います。そこはこれから考えて工夫してみたいと思ひます。

町委員。

(町委員) 私が今感じていたことで、コメントのあるところとないところがある。それを選択されたのは、コメントをつけたのは特に重要な質問というか意見に対してコメントをつけているのか。

(近藤部会長) 基本的にはすでにご意見を聴いたときにコメントがあったところについて書いてあるということです。ここはこう書いたほうがいい、こういうコメントを書き込むべきではないかというご提案を具体的にいただいたほうがいいのかもしいかな。

(町委員) そうですね。これは全部やるのは近藤委員長が言われたように大変かもしれないけれども、理解を深めるために必要なものは、コメントの数を増やしてもいいのではないかと思います。

(近藤部会長) 安全の確保では、3分の1ぐらいについてはコメントをつけたという記憶があります。ここはまだ全然やっていないんです。ですから、むしろ皆さんのほうでこれをごらんになって、ここはこういうふうコメントをつけたほうがいいのかというご提案をいただいたほうがいいのかと思います。

齋藤委員。

(齋藤委員) 私もこの部会の新潟のご意見を聴く会にも参加しておりますが、議論について1つずつコメントをつけるというのが本当にいいかどうかということであって、むしろ最後の評価のところでもまとめてご意見をいただいたものについては、すでにやっているとか、あるいはこういうものについてはこれからやっていかなければいけないというようにまとめるのが良いと思います。その際に大事なのが誰がやるのかが分かるアクションプランだと思います。この項目については行政庁のどこがやるのか、あるいは原子力委員会がやるのか、明記する必要はありませんが、具体的にそれがイメージアップされるようなことが大事ではないかという感じがいたします。

例えば、9ページは海外の草の根運動というのがございます。外務省の情報発信手段は限定的であるので、今後、事業者、学術機関、民間団体等が海外の一般国民に対する草の根活動をとあるのですが、これを一体誰がやるのかということになるとなかなか明確な答はないのではないかと懸念します。繰り返しになりますが、評価の項で今後実施すると記載したものはアクションプランとして、引き受けてやるべき機関等々がわかるような形でまとめた方が良いのではないかと思います。

(近藤部会長) ありがとうございます。今日は評価のポイント、最初の1についていえば、

保障措置の質の向上ということ、これは重要です。これは先ほど最初にご紹介した関係者からいただいたご意見について精査して、それを踏まえてここはもっと書き加えられるべき内容なので、とりあえず今度の課題として書けるかな。

2つ目が、実態の説明責任をちゃんと果たしましょうよ。これもそんなものがあることも知らないという状況に対して、課題として書いています。

3つ目が平和目的限定という事業許可に係る評価で議論しているのですが、それが見えないうことで、その後工夫しますとしたところ、それを書いている。それ以外のことで何か書くべきことがあるかということについてご意見をいただければと思います。

同様に2についても国内の意識共有について、ほとんど知られていないといわれてもしょうがない。関係者の努力、先ほど広瀬先生から具体的に何かあるかと。実は何もないんです。何もないというか、教科書の中に原子力についてというパラグラフ2つか3つを書いてくれる段階ですから、そこに平和の担保をどこまで書けるかという問題。もちろんいろいろな社会という教科で国際社会との関係ということで、原子力についてはと1行書いてもらうのもあるかもしれませんが、そういう工夫はやっていないに等しいと思ったほうがいい。もちろん外務省は平和、核軍縮に関する国民に対する広報などを行っているんですが、教科書まで手が届いていないと理解しています。ここについては今後の課題だという意味で、このぐらいのことを書いているのですが、そのほかにもまた何かあればということですね。

さらに最後に事業者の問題もまとめて、たしか鈴木さんが前の大綱の議論のときに、核不拡散の組織文化、というものを考えたらどうか。これもいうだけで実際に何をすればよいか良いか分からないということです。これは教科書も書いてもらいたいという意見もある。こういうことの問題意識がこれで十分か。そういう点でご意見をぜひいただきたい。

広瀬委員。

(広瀬委員) 私もこれ、趣旨がわからないのですが、例えば今回のこれも委員の意見とご意見を聴く会に出た意見をもとにしてまとめられています、それだけしかないかなというのは寂しい気がするんです。というのは、これだけの情報化社会ですので、例えばウェブサイトで公開して、そこに一般の国民からの質問を受けて、それに対して何か答えられるような、大変な人間の数が必要かもしれませんが、それを国内にも国際的にもできるとか、そういうような直に接するような機会があったらいいと思います。

ただ、それをどこにどう入れるのかは問題ですが。私の感想として今日ここでまとめられたものが今までのこういう意見をもとにまとめられたというところで、それ以外に返ってく

るインプットのプロセスが全然ないというところが問題かなという、そういう気がしたんです。

(近藤部会長) 2つあって、1つは各政策分野について4か月ぐらいで評価をまとめたいということで、いわばスナップショット、政策大綱で期待したことについて現状はどうなっているかということについてスナップショットをまとめて、今後、こういうところに力を入れてくれということという、そういう仕事だという割り切りでやっていますので、実際にやっている人と見ている人から直接ヒアリングしてファクトをつかみ、評価をまとめて転がしていくという、そういう方針でやっていますので、国民との相互理解活動を徹底するところまでにはならない、できないところがあります。是非は別にしてです。

もう1つこれはこのテーマの特殊性かもしれませんが、ここまでやってみてわかったことは、この分野の事実認識には専門家と国民との間のギャップというか距離感がありすぎる、距離があるなということを感じました。これをどうするのか。それが評価した結果としての大きな課題だということで、これを背負っていくのかなと。

確かに、社会はブログの時代です。単なる情報を一方的に出しているだけではだめで、思いがこもった文章があって広がっていくという、そういう時代の中で、広報の手段として連続的に対話ができるそういう場をつくらなければならないのかなと。これは原子力委員会、ほかの行政庁もそうだと思うけれど、原子力委員会の今後の非常に重要な課題だと思っていますが、それはむしろ提案としてここに書いて、我々がこれから考えていくことになるのかなと思っています。

ブログ時代における政策官庁の広報の在り方は、すごく気になっています。サッカーの中田が1人であれだけのメッセージが世界中に送れているわけです。彼は原子力委員会の広報予算と比べるととんでもなく大きなお金を使っているのかもしれないんですが、そうでないのかもしれない。とにかく、しかし彼のホームページの持つ影響力と原子力委員会のホームページの持つ影響力の差はある。格段に違うだろう。そこをどうするか。これは課題だと思っています。

(齋藤委員) 広瀬委員の御指摘に関連しますが、これは「安全確保の評価」と同じようにパブコメにかけるのではないですか。

(近藤部会長) もちろんかけます。

(齋藤委員) ですから、国外は難しいですが、国内はこれを原案にしてまたパブコメにかけるというプロセスなのだと思います。

(近藤部会長) 前田委員。

(前田委員) 新潟のときに議論があって、ここでもさっき議論をしたように核不拡散の組織文化ということが書き込まれているんですが、私は事業者が核不拡散とか保障措置ということについてもっともっと意識を高める必要があるということは、私もそのとおりだと思います。ただ、安全文化というものと対比して、核不拡散文化というのは違う。安全文化というのは発電所なら発電所で働いている人たちすべてに安全第一ということ認識してもらう必要がある。それは協力企業の人も含めて、そこで機械を触る人、保守する人、すべてにそういう意識を持ってもらう。これは非常に重要だ。

核不拡散文化というのは具体的には保障措置とか核不拡散とかに携わっている人たちが一番対象になると思うけれども、ここに書いてあるように広く事業者の全従事者及び関係者の間でというと、これはおそらく協力企業や何かも含めてすべてを対象にしたと思うんです。

例えば定期検査のときに3,000人くらい入ってくる人たちみんなに対して核不拡散文化を持つというのは、これはやや現実的でない話です。核不拡散文化というものをどの程度のものであるかによりますが、日本は平和利用に徹しているんだよということをみんなに認識してもらうぐらいのことで、核不拡散文化というのであれば3,000人対象でもいいけれども、もう少し核物質防護も、それから保障措置のことについても理解してもらってということになると、それだけ対象を広げてしまうのはやや適当ではないなと思います。ここは表現を考える必要があるのではないかな。

(近藤部会長) この点については定義もはっきりしていない。これは鈴木さんに責任をかぶせて、おっしゃるとおりいきなり書いてあるのですけれども、これからの取り扱いは課題です。議論のところでも、6ページの⑭に書いてあります。従事者全員が核不拡散に関し組織文化を醸成すべきである、これでは何をいわれているかわからない。ここにディスカッションを書かなければいけないと思っています。コメントですね。今の前田先生のコメントを反映させて、ここはプロポーザルのほうからまず中身をはっきりさせなければならない。新潟でいただいたご意見は、原子力関係者、事業者に至るまで意識を浸透させるといったものでしたが。

さまざまな観点で平和利用に限定するために幾つかの活動がなされていますが、みんなが共有することが大事ではないでしょうか。変な話ですが、例えば照明のランプ1個でもその信頼性が保障措置上持つ意味がある。その存在を前提にしてIAEAの監視カメラがついているとすれば、それは非常に重要なものですから、邪魔だからと向きを変えてはいけません。

というようなことを、作業者に伝えなければならない。そういうさまじまの現場の問題、現場の担当者なり現場の作業者に対して伝えるものであるだろう。そういう問題意識を経営者が持ち、現場にその思いを伝えていく、難しいけれども重要なことではないかと思っただけの記述です。

(鈴木委員) おっしゃるとおりで難しいです。安全文化は自分たちの問題として考えるけれども、核不拡散についてはなかなか考えられないというのは事実だと思うのですが、例えば具体的な案として、原子力学会の倫理規程の中に平和利用に徹する、という核兵器の研究開発には参加しないという文を入れるときに議論があったんですが、結果的に入れたということは、原子力に従事している研究者、学会、参加員がみんなそれを意識として持つということが入っているわけです。そういう意識を持つ、持たないというのは結果的には非常に大事なことに繋がっていくと思いますので、例えば安全憲章というものを各組織は最近もっていらっしゃる。同じように平和利用憲章のようなものをつくるとか、倫理規程の中に平和利用に徹するんだという一文を入れるとか、そういうことによって意識を上げていただくというのが1つ。これは具体的な考え方をすべきかな。

それから、さっき私がお話ししたベストプラクティスの中に核物質防護や保障措置に対する取り組みとか情報管理などについても共有していくというのも具体的な考えで、これも例えば輸出管理では実際にコンプライアンスプログラムを、モデルプログラムを経産省のほうがつくって、それを普及させるということをやっていますので、そういうことも考えられるかな。モデルコンプライアンスプログラムをつくる。

それから、もう1つ大事な点で、全体に対しての今のコメントですが、なぜ今大事なのかというと、やはり日本が非核保有国で、濃縮とか再処理とかプルトニウム利用という非常に危惧な分野に事業者に入り込むとということが大事なことであって、それを大前提に今も議論をしているということも、原子力発電だけではなくて機微な物質や機微な分野に入っていくのだということ認識していく必要があるということで、そこをどこかで強調していただいて、それがあることが今の議論の原子力平和利用と核不拡散の問題の直結する部分に日本は今入っているんですということをどこかできちっと書いていただくのがいいかな。(近藤部会長) ありがとうございます。

(前田委員) 今、鈴木さんが最後におっしゃったこと、あれは僕は非常に大事なことだと思うし、当然、事業者もそういう認識を、今までやや足りなかったかなと僕自身も思っているので、そこはもっともっと認識してもらいたいと思います。

僕が言いたいのは、それを原子力発電所に関係する人全部にそこまでやらせるのか。この文章はそういうふうに見えるけれども、こう書いてしまって、そうすると具体的に次の検証のときにどういうふうにやっていますかということになってきたときには、これはちょっと難しいなと思うんです。

(町委員) 前田さんのおっしゃるとおり、安全文化と不拡散の文化は非常に違うと思う。安全文化は国民はすでに非常に関心を持っているわけだけれども、意見にもありましたけれども、日本が核武装すると思っている人は日本の国民の中ではほとんどいないんです。今、北朝鮮問題が起こったために核武装論が一部出ていることで若干関心はあるかもしれないけれども、ほとんどの国民は日本が核武装するとは考えていないと思います。

大事なことは、国際的な発信です。国外から日本がいつか核武装するのではないかと思われているということが非常に問題で、外務省を中心した対応で国外に向けての広報が大事だと思います。そういう意味で、国として組織的な取り組みというものが必要だということも書いたほうがいい。

(近藤部会長) 3. 4のほうですね。今の問題は核不拡散に係る組織文化ということ。

田中さん。

(田中委員) ちょっと的が外れているかもしれませんが、先ほど3,000人の従業員に対してまで核不拡散のあれをという話がありましたが、基本的に現場というものは品質をよくするとか、安全確保とか、その一環で核不拡散というものも入れられると思うんですが、現場の一番末端まで降りるときに、例えば品質をよくしようとか、安全をよくしようというスローガンというものは段階別にならっていくものなんですね。一番下の3,000人の従業員にとっての一番大事なものは何かといたら、すべて作業標準というものの中に入り込むわけです。その作業標準というものを守れば、結果的に品質もよくなる、安全もよくなるということなので、私は、核不拡散という話、これも結局、現場が守れるスタイルに落とし込んで作業標準の中に入れる。先ほど委員長の話にもありましたが、ここで電球を消したらいかんとか、ここはカメラの部分がよく見えるようにしておくとか、そういうためのものを作業標準の中に組み込むということで守ってくれると思うので、だから私は前田委員がおっしゃった意味合いとちょっと違うかもしれないけれども、大きな前提というものは組織全体としてあるかもしれないけれども、3,000人が守るための作業標準に落とし込むということで守れると私は思うんですが。

(近藤部会長) 私も鈴木さんのは頭でっかちで、現場は田中さんがおっしゃったように、私も

そこが大事だと思う。一言いえば、まさにホワイ、ビコーズ、つまりこのランプは大事なんだ。なぜか。そこまで説明するかしないか。そこが分岐点で、ここはだめだよと言言うのなら、こういうことだからだめだよという、そのこのところの理由を説明できるとすれば、組織にはまさに核不拡散に係わる文化があると判断していいのだろう。そこはむしろ一番重要なことだと思う。お経よりプランですね。作業標準。

(鈴木委員) そのとおりで、私が言ったのは両方のことを。ベストプラクティスというのはそういうことです。

(近藤部会長) 言葉が美しすぎるのですよ。(笑)

(内藤専務理事) 近藤先生からすでにご指摘がありましたが、核不拡散というと非常に広くて、いろいろなものを含んでいるわけですが、具体的に重要なのは保障措置の重要性とか、実際にそれを円滑にやっていくためにどういうことをやっていかなければいけないか、そういうことの意識づけが重要でしょう。ここでは核物質防護は入っていないということですが、核不拡散というと範囲が広いわけです。もう少し具体的に絞って議論をしていったらいいと思います。

(近藤部会長) これは何か人に提案をするわけだから、実施可能なことを、フィジビリティのあることを提案しないと無責任になりますので。今日はぜひぶん議論いただきましたので少し整理させていただきます。

追加は。

(鈴木委員) 具体的な話ですが、今の4ページの1. 4のところのぜひ書いていただきたいものとして、今まで平和利用の担保というのはIAEAの査察を受けていてやっていますとなるんですが、原子力委員会もちゃんと審査していますという事実を知らない人も多いので、それを書く。それはどういうふうにやっていますかというのを書く。

それから、核武装論議に対する原子力委員会のアプローチをどこで書くのか、私はわかりませんが、平和利用の番人としてやるべきことはやりますということを書いていただくのがいいかな。具体的にどうなるかは中でも議論があると思いますが、この評価のところです。実際にここで議論になったということですので、日本の核武装論議の中でもし平和利用に支障が出るような場合とか、その恐れがある場合、あるいは海外に対する信頼を失うような場合については、原子力委員会はちゃんと行動をとりますということを書いていただければありがたい。

それから、さっきの核不拡散の組織文化のところにもつながるのか、それか最後のプル

ニウムのところにつながるのかわかりませんが、11ページの新潟でコメントがあった例の、技術開発のところですね。六ヶ所で抽出されるプルトニウムは核不拡散性はどうかという質問に対して、齋藤委員からコメントしていただいていると思いますが、IAEAの基準と変わりませんという、そこは非常に重要なことなので、このところの説明は難しいのですが、事業者の方があるいは政府の方が核不拡散性が高いということを強調されると、高いからいいのかと国民が思ってしまうという懸念がありますので、高いけれども、日本としては国際基準以上にも厳しく対策をとっています。それはやはり日本でやっているプルトニウムでも兵器への転用可能性はありますという、そういう事実を一般の方にも知らせる必要があるのではないか。そのところはきちっと書いていただかないと、さっきの組織文化ではないですが、うちで預かっているプルトニウムは大丈夫なんだという意識が出てしまうと困るで。

(近藤部会長) プルトニウム製品ね。

(鈴木委員) 製品です。だけれども、それもきちっと防護対策をとっているんだということを、一般の人にわかってもらわないといけないので、ここも大事ではないか。

それから、海外に対する発信のところのさっきのつながる話ですが、私が強調したかったのは9ページです。日本が平和利用に徹しているという情報発信をするだけではなくて、これはあとに議論になるかもしれませんが、日本は核拡散防止、核不拡散、軍縮に対しても積極的に貢献している、取り組んでいますとリーダーシップをとるんだという姿勢を出さないと、日本の平和利用だけを守っているという発信だけでは信頼されない。これは確かに議論になっていると思いますし、現に最近の日本の社説はそういうふうに変ってきているということなので、海外に発信する場合に日本の平和利用を守るというのではなくて、世界の核拡散防止に貢献しているということをもっと強調していただきたい。以上です。

(近藤部会長) 1番と2番の目的の話は、審査の話はつくり変えておきます。

2番目の問題は、事実関係を整理するのが難しい。核武装論議が国内にあることが日本の平和利用の担保を妨げるや否やというのはなかなか難しい。これは技術的に事実関係を整理しようといういろいろと考えてはいますが、気分的にはわかるけれど、それを責任を持ってとなると難しい。要するに、これはコメントに書かれたらいいかもしれませんが、保障措置というのは一種猜疑心を前提にして、しかしその疑念をクリアするためにこれだけのことは検認しなければならない。そういう制度だとすれば、猜疑心のレベルが高まれば、当然のことながらそれを晴らすための負担が増える。定性的にそういう論理構造になっているということ

はいえるけれども、さて新聞に変な記事が出たからといって I A E A がレベルを上げることがあるか。だから、そう簡単にはいかない。

そういう性格のシステムの中で我々は生きているんだ。平和利用はなされているのだということは、正しく伝えることまではできて、核武装論議が新聞に 10 件載ったとか、20 件載ったとかで、そのレベルが変わるかとなると、なかなか難しいと僕は思っているんです。そここのところはプログラムデザイナーの 1 人である内藤さんにコメントがあれば。

(内藤専務理事) I A E A が我が国に申告した核物質の転用がなかったかどうか。未申告の活動がなかったかどうかというところの結論を出すのは、単に現場に入って査察をするとか、拡大申告に基づいていろいろな核物質を用いていない原子力研究開発をやっている、そういうところについての検証ということだけではなくて、いわゆるオープンソースインフォメーションといいますか、公開情報、それは学会での学術発表とか、それからマスコミでの報道とか、その中に昨今のいろいろな政治家の発言というのも入ってくるわけですが、そういったものも含めて、それから衛星画像、そういったものも含めて、あるいは総合的に判断して毎年、結論が得られるかということの判断をしているわけです。当然、今行われているような国内でのいろいろな情報も斟酌して、最終的に 2006 年、日本においておかしなことがあったかどうかということの結論が出されているわけでありませう。

それから、先ほどの鈴木委員のご指摘の中で、私は前回の新潟の会合で言葉足らずだったかなと反省しているのは、単体のプルトニウムの酸化物も MOX も同じ転換時間ですと申し上げたのですが、実は I A E A は転換時間として幅を持たせています。週のオーダーだといっているわけです。週のオーダーだという意味では同じですが、出発が単体のプルトニウムか、あるいは MOX なのかということで、I A E A はプルトニウム単体の場合には短いほう、そして MOX の場合には長いほうに属しますといっているわけで、そういう意味では明らかに単体か MOX かでは核拡散抵抗性というところでも差があるという認識は持っているということでございます。以上です。

(近藤部会長) 特に I A E A のこの判断の作成時にはフィフティ・フィフティの MOX なんて念頭にないはずですから、再評価があってもしかるべきかも。ただ、あなたのおっしゃりたいことは、そういう判断は判断としても、保障措置のレベルが変わらない、そっくり塀の外に出してしまえるものではないということは自明。そのことに誤解を与えることのないように注意してくださいということですね。

(鈴木委員) そうです。

(近藤部会長) それから、発信の問題がありましたね。それはこの後も、国際核不拡散体制の維持・強化に対する貢献ということも含めて議論をするということについてのご提言と思いますので、あとで議論させていただきます。

ほかに。

そうすると、今日はまだ中途半端ですが、皆さんこれでは箸にも棒にもかからないよとおっしゃりたい部分が多分あると思いますので、あとで紙でいただいても結構です。いつでも結構ですから、ぜひ具体的なお指摘をいただいてと思います。ありがとうございます。

それでは、次の議題ですが、何回かご指摘いただいたところ、核不拡散のところについての平和の一部として取り上げることについて、まずは、そういう方向でよろしいでしょうかね。ここで打ち止めにせいというご意見があればやめますが、流れとしては平和の担保というところに含めて核不拡散体制についての政策と取り組みについての評価も含めてしまうということにさせていただきますが。

はい。それでは、どんなことを議論することになるかということについて、事務局のほうで資料を用意していますのでご紹介いただけます。

(黒木参事官) 資料4、裏の参考に核不拡散を含めるということであれば、本日、12月13日、真ん中あたりに書いてありますが、大綱等でどういうことを今やっているかという現状整理のことをご説明させていただいて、次回あたりに関係行政機関の取り組みのヒアリングや評価についての議論をいただいて、第12回目の会合で報告書案についての議論をいただくという、3回ぐらいの感じで考えております。その後にはパブコメをいただいて、最終的に年度末または来年度の初めぐらいに報告書としてまとめる、そういうイメージで進めさせていただければと思います。

(牧野企画官) それでは、資料第5、核不拡散体制の現状と我が国の取組について簡単に御説明させていただきます。

まず、1ページ目です。全体の国際的な枠組みにつきまして、NPTを核としてCTBTとか、FMCTとか、軍縮の関係、それから保障措置の関係、それ以外にも非核地帯条約の取組、さらに、下にいきまして、輸出管理の国際的なレジーム、横の方に行きますと二国間の原子力協力協定、その下の方には新たな取組としていろいろな提案がなされてきている、こういう現状にあります。

1. ですが、核軍縮から少し御説明いたします。3ページでございます。核軍縮の努力といたしまして、冷戦終了後の90年代前半におきましては核軍縮の国際的な取組が大きな高

まりを見せたという流れがございます。具体的には、米ソ間のスタートワンの発効、それからフランス・中国が92年にNPTに加入。NPT自体も期限があったのですが、95年には無期限延長になった。CTBTという包括的な核実験の禁止条約が採択された。こんな流れがございました。

98年に入りまして、インド及びパキスタンが地下核実験をした。ジュネーブの軍縮会議もいろいろな対立があって、審議が停滞したということで、一時期、落ち込むのですが、2000年以降、新たな動きということで2000年のNPT運用検討会議では最終文書が合意されて、核兵器の全面廃絶に対する核保有国の明確な約束を含んだ文書が採択をされているということでもあります。

それ以外にも、米ソの核弾頭を3分の1に削減するようなモスクワ条約を発効するとか、サミットで軍縮・不拡散に関するようないろいろな制限が出されているという経緯があります。

4ページに移りまして、核軍縮努力の中で我が国の取組を御紹介いたしますと、まず国連総会で核兵器の廃絶決議を採択をしております。詳細は後で説明いたします。

それから、軍縮、不拡散については、二国間の協議を欧米主要国を始め中国、韓国、イラン、イスラエルを含めて継続的にやってきている。

それから、CTBTは非常に重要なものであるとという認識の下、関係諸国への働き掛けをしてきているということがございます。

5ページですが、CTBT、即ち包括的核実験禁止条約について説明してございます。これは、地下核実験を含むあらゆる場所において核兵器の実験的爆発等を禁止し、それを検証する措置として現地の査察、国際監視制度が規定されたというものでございます。

実際には96年に採択されているのですが、127か国の支持を得ておりますが、発効のためには要件として44か国が批准をするということになっています。現在、34か国が批准、残り10か国には中国、アメリカなどP5の一部が入っておりますが、インド、パキスタン、イラン、イスラエルというような国も入っていて、まだ発効していないという状況になっております。

我が国としては、NPTを中核とする核不拡散、核軍縮体制の不可欠な柱を構成しているということで、早期発効を極めて重視をしている。実際に我が国は、6番目に署名をしたということで、P5に続いて非常に早く署名しております。現に10の監視施設を国内に設置する予定がございまして、4か所は設置済みになっております。

発効促進に向けてC T B Tの発効促進会議の議長国を務めたり、未署名、未批准国に対する早期署名に向け、外務大臣の書簡ですとか、二国間協議での働き掛けなどを継続的にやっています。

6 ページでございます。核兵器用核分裂性物質生産禁止条約、F M C T、いわゆるカットオフ条約と言われているものでございまして、これはC T B Tに続いて非常に重要な条約ということでございます。内容としては、核爆発装置の研究、製造、使用のための高濃縮ウラン及びプルトニウム等の生産の禁止、これらの生産に対する他国による援助の禁止となっております。これがジュネーブの軍縮会議で交渉を行うことになっているわけですが、実際のところ、一部、非同盟諸国のいろいろな主張があつて、交渉が開始されていないという状況でございます。ただ、2006年になって、アメリカからこの軍縮会議に対して条約案等を提出するという動きも出てきております。

我が国としましては、これは核兵器国やN P T非締約国の核兵器製造能力の制限を目的とするということで、極めて重要であると認識しております。早期交渉開始については期待しているところですが、核兵器国が自ら一方的に生産禁止を宣言するというところからこのような交渉も始まるのではないかとということで、核兵器国にそういう一方的宣言の働き掛けをしているということでございます。

7 ページでございます。非核兵器地帯条約というものがございます。この非核兵器地帯というのは、国際約束によって特定地域内の国が核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理を行うことを禁止する。一方、核兵器国がこれら諸国への攻撃をしないことを誓約する意味で議定書を締結する。こういうことで核兵器のない地帯を構成するということであります。

これまでには非核兵器地帯条約としては、四つの条約がございまして、そのうち最初の1、2、3が発効してございます。最初のトラテロルコ条約は、中南米33か国、ラロトンガ条約は、太平洋諸国フォーラム、P I Fというのですが、この16か国、最後のバンコク条約については、A S E A N諸国10か国が対象となっております。

ただし、2番目の要件になっていました核兵器国の議定書の締結については、一番目の、中南米について既に全部締結されているのですが、2番目についてはアメリカは締結をしていない。それから、3番目のバンコク条約は発効をしておりますが、議定書はいまだP5とは締結がされていないという状況になっております。

8 ページに移りまして、我が国の核軍縮の関係の取組みで、核兵器廃絶決議というのがございます。これは核軍縮及び核不拡散に対する我が国の基本的な立場を明らかにするという

意味で、1994年以来国連総会に提出をし続けているものです。内容的には、究極的な核兵器の廃絶を中心に我が国の立場を訴えたものですが、これが95年のNPT運用検討会議の合意文書の中で核不拡散と核軍縮のための原則と目標という中に取り入れられて、核兵器国に核廃絶の目標を確認させるという意義あるステップにつながったということでもあります。引き続き本年についても新たな決意という形で決議案を提出して、多数の国から支持を得て採択されたということでもあります。

次に2番目として、核不拡散の取組について御説明申し上げます。NPTにつきましては、10ページにもう一度復習の意味も兼ねて書いております。核不拡散、核軍縮及び平和利用の3本柱があったと思います。第8条の3には、条約の運用を検討する、5年ごとの運用検討会議の開催という条文がございまして、実際に5年ごとにいろいろな議論がなされている。11ページにその概要を書いております。

95年にNPT再検討会議で無期限延長が決定されて、その5年後の2000年においても最終合意文書が採択をされるという形で、核軍縮、核不拡散関係の大きな前進が見られたわけですが、2005年の会議ではとうとう合意できなかったという事情がございまして。今後は2010年に向けて、来年から準備会合が毎年行われていくという状況になります。

我が国といたしましては、NPTは国際的な核不拡散体制の中心的な柱と認識をしておりますので、軍縮及び不拡散に積極的に取り組んでいこうということでございます。

非締約国であるインド、パキスタン及びイスラエルについても加入要請をしてきておりますし、NPT運用検討会議では合意形成のための基盤を提供しながら努力をしているということでございます。

12ページですが、NPTの関係で保障措置について記述しております。保障措置に関する技術についての国際協力ということで、IAEAに対する協力ですとか、あるいはIAEAとの共催によるアジア太平洋地域における国際トレーニング・コースを開催するというような努力をしております。

外交面の努力といたしましては、IAEAと協力しながら追加議定書の普遍化のためのイニシアティブを積極的に推進してきています。これにつきましては、2000年代に、アクションプランを提案したり、東京でのセミナー、あるいは国際会議にそれを発展させて、さらには、追加議定書フレンズ会合を設立することを提案するなど、積極的に取り組んできています。

それから、二国間会談の場合にも、追加議定書の締結を働きかけているということござ

います。

次に13ページですが、二国間原子力協力協定でございます。我が国は米国、英国、フランス、カナダ、オーストラリアと中国の6か国と原子力の協力協定を締結しております。今月20日には新たにユーラトムとの協定が発効する予定となっております。

内容といたしましては、協定で移転される原子力資材等については両国における平和利用等を担保するための規定が入っております。核爆発等への使用はしないとか、あるいは保障措置の適用、管轄外移転の規制、事前同意等々がございます。

具体的には、14ページに日米原子力協力協定を示しておりますが、再処理の事前同意権を規定して、我が国の核燃料サイクル計画を長期的な見通しの下で安定的に運用することになったということについて、以前本部会でも御紹介したところでございます。

次に15ページでございますが、今度は輸出管理の国際的なレジームということで、大きく2つございます。1つは原子力供給国グループ、NSGでございます。これは1974年にNPTに加盟しなかったインドが核実験を行ったことに危機感を感じまして、78年に主要原子力供給国が輸出のためのガイドラインを作るために設立されたものでございます。このガイドラインは、いわゆる通称ロンドンガイドラインと言っておりますが、核原料物質、特殊核分裂性物質、原子炉その他の設備など、原子力の専用品とその関連技術をパート1でガイドラインとして輸出の規制品目対象としてやっているということでございます。

ところが91年にイラクの核開発計画が発覚しまして、これは専用品以外のものを転用して核兵器を作ろうとしていたということでありまして、92年には原子力汎用品及び関連技術を対象としたガイドラインのパート2が作られて輸出規制をしているということでございます。現在の参加国は、日本を含む45か国になっております。

一方、ザンガー委員会が、1970年からスイスのザンガー教授の提唱によって非公式協議として設立されました。これは、NPTの第3条第2項には、輸出管理の対象となる核物質、設備及び資機材がどのようなものであるか、明確に規定されておりましたので、その具体的な範囲について議論をするために起こったものでございます。

日本を含む36か国が参画し、対象は原子力の専用品のみ。これはあくまでNPTの枠組みの中で活動をしているということでございます。

16ページですが、我が国としては実際にこのような輸出管理のガイドラインを国内法で担保しておりまして、外国為替及び外国貿易法及びその関係政省令ということで対応しております。

外交努力といたしましては、輸出管理については、保障措置とともに核不拡散上の有効な手段として重視をしておりますということで、NSGにおける議論には積極的に参画をし、このNSGの事務局機能の提供ですとか、実効性を高めるための努力をしております。

さらには、2002年以降、NSGの中で核テロ対策を視野に入れたガイドラインの改正ですとか、濃縮・再処理の機材又は技術の拡散防止のための検討などを他国とともに積極的に議論をしているということでございます。

次に17ページです。今度は観点が変わりまして、非国家主体への拡散防止手段として核セキュリティの活動が出てきております。背景としましては、米ソの軍縮の流れがあつて、旧ソ連諸国への非核化協力をやってきていたところ、2001年、同時多発テロが発生いたしまして、テロリストによる大量破壊兵器の入手防止ということが重要な課題となってまいりました。サミットなどを受けて、G8のグローバル・パートナーシップなどでもこのような拡散防止の手段の重要性がうたわれて、取組がなされてきております。

IAEAでは、核テロ防止対策ということで、核セキュリティ基金というものを設けまして、核テロ行為の防止に向けた取組をやっているということでございます。

国連におきましては、核によるテロリズムの行為防止のための国際条約、いわゆる核テロ条約というものが2005年に採択されてございます。我が国におきましては、先ほど述べました核セキュリティ基金に対してはこれまで累計で68万7,000ドルを拠出してきており、支援しております。カザフスタン等の核物質防護施設の改善等の支援などを我が国の拠出金でやっております。

それから、核テロ条約につきましても2005年には署名をしております、早期締結に向けて検討をしているということでございます。

18ページでございます。それ以外の主な動きとしましては、拡散に対する安全保障構想、いわゆるPSIということで、これは大量破壊兵器、核兵器を含む大量破壊兵器についての拡散を阻止することに重点を置きまして、参加国が共同して取り得る措置を検討するという枠組みになっています。我が国は積極的に参加をしております。

それ以外には、ロシアとの非核化協力で低レベルの放射性廃棄物の処理施設を協力して作ったり、退役原子力潜水艦の解体を支援したり、さらには、余剰兵器のプルトニウムの管理処分についての協力をしているということです。

19ページに移りまして、機微技術の拡散の抑制という観点からさまざまな構想が出されてきております。その主なものは核燃料の供給保証ということでございまして、IAEAの

専門家グループが2005年に核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ（MNA）という構想を提案しております。これは核燃料を供給することを保証して、受領国の原子力利用の基盤を与える、一方で自ら濃縮とか、機微な活動は必要性をなくしていこうではないかという、機微技術の放棄ということが目的になって提案されております。

最終的には多国間の管理ですとか、国際的な管理体制を作っていくとか、そういう方向に持っていくというのがこのMNAの構想であります。それを更に具体的に濃縮サービスを対象として提案したのが米国等6か国の提案です。さらに、それをフロントエンド全体にまで広げたのが日本の提案です。

一方、ロシアも同じような構想の一部だと言いつつ、いわゆる国際センターを作って、商業的な事業で濃縮サービスを提供する。その代わりに機微技術の追求ということを断念することが条件というような提案もなされてきております。

さらには、20ページに、GNEP、国際原子力エネルギー・パートナーシップという提案が2006年にアメリカからなされています。これは多様な提案になっておりまして、先進的な再処理と高速炉を開発しつつ、開発途上国には発電用の核燃料を適正価格で供給、リースをする。その代わりに濃縮・再処理技術の獲得を放棄してもらうというような構想。さらには、使用済燃料を返還してもらうとか、開発途上国のニーズに応じた原子炉を開発するなどの幅広い提案がなされています。

3. でございます。国際的な核不拡散体制の維持・強化に対する貢献を可能にする基盤整備の取組ということで、最初に調査研究、知識普及の観点でございます。これにつきましては、国内では財団法人の国際問題研究所軍縮核不拡散促進センターが、CTBTの国内運用体制の整備運営とか調査研究、情報収集・発信、人材育成、交流活動等を行っております。

さらに、独立行政法人日本原子力研究開発機構において核不拡散センターが、核物質管理技術の向上、核不拡散体制の強化に貢献するという観点から研究技術開発等を始め、さまざまな技術支援、講師派遣、人材育成などをやっているということでございます。

23ページでございますが、軍縮、不拡散の教育の関係、人材育成ということにつきましては、軍縮、不拡散協議に関する報告書の勧告を履行するというところで、日本としても積極的に取り組むということになっております。国連の軍縮フェロウシップというような若手外交官を招へいしたり、核軍縮教育家の招へいをして講演会などを実施する。セミナーなどを開催して専門家との意見交換の場を作る。それから、出版物による地域の普及などをやっていくということです。

24ページに移りまして、技術開発の面では前々回でも御説明を申し上げたと思いますが、保障措置技術に関する研究開発を中心としてさまざまな協力あるいは研究開発の努力をしているということになっております。

参考としましては、核不拡散の関係で原子力政策大綱に記述のある部分を抜粋してございます。以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。短い時間ですが、2つご議論お願いしたいことがあります。1つは核軍縮の取扱いです。原子力政策と核軍縮、核軍縮は外交政策であり安全保障政策の世界なので、ここに入れるのがいいのかどうかという問題があります。大綱の取りまとめの際も岡本行夫さんからこれは原子力政策ではないので入れないほうがとの御意見をいただいたのですが、5章においては、核軍縮、核兵器廃絶を究極の目標にしてという表現を入れています。平和目的に限定し、そここのところの担保として国内的な制度整備があるのですけれども、その国際的な取組は核軍縮の追求と関係がないわけではない。そう考えると核軍縮に向けての国際的な活動を原子力施策の一部にする整理があってもよいと思っています。でも、こうして資料を作ってみると頭でっかちになる、重すぎるなど思わないでもない。そこについてご意見をいただきたいと思います。

2つ目は、このように手元の資料を集めてこのぐらいの取組がなされているということの情報を提供したわけですが、これについて具体的にここについて現状はどうなっているか。あるいはもっと調査すべきという、これから議論する重点的な分野についてご意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。私からの注文はこの二つです。それでは、もちろんほかのことでもいいですが、ご意見をいただければ幸いです。

町委員。

(町委員) 質問ではないのですが、NPTに入っていない国、つまりインド、パキスタンというような国に対する核不拡散の問題というのはこういう場で議論できないことなのでしょうか。

(近藤部会長) 質問されても困ります(笑)。そういうことについてどうしたいとおっしゃるんですか。NPTに入れということ？何が。

(町委員) 例えば日本政府がせめてインドがCTBTに調印するように強く促すというようなこととか。

(近藤部会長) それについては私どもが答を用意すべきところという御意見もあるのですが、御質問ということであれば、外務省にお聞きしたいという意見があったということにさせて

いただきますね。

前田委員。

(前田委員) 核軍縮をここで取り上げるかどうかについては、私は自分の中に考えは固まっていないんですが、前回、新潟でやったときに核武装論が出てきて、私は原子力委員会は平和利用が大前提ということだから、日本は核武装する技術力があるだとか、あるいは北朝鮮があるから戦略的にどうだとか、そんな議論に原子力委員会が巻き込まれるのは僕は好ましくないと思っています。

ただ、もし日本で核武装に係わる活動をやるとすると、それはNPT上、どのようなことになるのかということは原子力委員会として、それはNPT脱退とか除名とか何とかということになってくるはずだから、そういうことは原子力委員会として発言するべきだと思っていたんですが、そういう趣旨の発言を新潟でもしたんですが、そういう考え方に基くと核軍縮という議論をやってしまうと、さっき申し上げた原子力委員会の議論の中から場が広がってしまう。それがいいのかどうか、私自身答えがないんですが、そこは今後の原子力委員会の議論に対して非常に大きなインパクトがあるというか、影響があると思いますので、よく議論をしていただく必要があると思います。

(近藤部会長) 広瀬委員。

(広瀬委員) その問題に関して、私もここでNPT体制がとか、あるいはインド、パキスタンを読得するとか、あまり意味がないというか、権限が違うと思う。権限外だと思います。

インド、パキスタンに関して一言言わせていただくと、日本の外務省はずっとNPTに入れ入れと言ってきたわけですが、全然効果がないんです。むしろインド側は日本と会っても、またNPTに入れと言うだけだから会いたくないと一時はなっていたぐらいです。ですから、その問題は高度に政治的な問題ですので、この原子力委員会としてダイレクトに扱う問題ではなくて、むしろ原子力委員会としては日本の取り組みの様子を1つのモデルケースとして世界に訴えることはできると思うのですが、NPTそのものは事実上はあまり機能を果たさなくなっているようなところがありますので、それをどうするこうするということは、それと前提としてさらにそれを推進するか、CTBTをどうするというのも私はここで扱う問題ではないと考えます。

(近藤部会長) ありがとうございます。鈴木委員。

(鈴木委員) ちょっと違う意見になるかもしれませんが、私は原子力平和利用を推進する大前提にあるのは世界の核不拡散体制の維持だ、ということから原子力委員会がNPT体制を維

持することについても発言するぐらい重要であって、そういう意味で核軍縮の議論の必要があると思います。

核軍縮そのものについて、原子力委員会がいうことがないと思いますが、核不拡散体制の維持のために核軍縮がいかに関係するものであるかということについて、原子力委員会なり、あるいは原子力平和利用をやっている方々がきちっと認識することは非常に大事ではないか。

それから、中身に入るんですが、二国間協定の中で私は日本と中国の原子力協定は非常に重要な意味があって、これは日本が供給国として初めて結んだ協定です。これをもっと説明するべきだと、この資料でも。というのは初めて日本が供給国として中国に対して日本から輸出するのに対して日本の輸出機材の平和利用担保の条文を要求して、中国が認めた。これは非常に重要な貢献だと思いますし、今度例えばインドとアメリカの原子力平和利用協定をやっているとき、原子力委員会としては平和利用と軍事利用の区別をどこできちっとするのかというのは日本の原子力の平和利用のノウハウは当然そこで生きるわけですし、専門知識が必要ですので、原子力委員会がバックアップして、あるいは原子力行政がバックアップして、米印の原子力協定の中身についてきちんといい方向に持って行く。

日本がもしインドと原子力協定を結ぶときにも平和利用の担保ということについては、重要な項目ですので、それについてはきちっと発言する。それから、イラン問題も北朝鮮問題も同じく平和利用の担保という観点からでも原子力委員会が発信すべきことはいっぱいあると私は思います。

それから、輸出管理の話とか、確かにこの資料を読むと頭でっかちで重たいので、視点は平和利用の担保のためにどういうことが原子力事業者や原子力委員会はどういうことを見なければいけないかという視点でまとめないと、これはちょっと頭でっかちだなと思います。

それから、質問させていただきたいのは、また予算の話で恐縮ですが、17ページの核セキュリティ活動に対する日本の取り組みで累計68.7万ドルというのが出ています。これも一般の方は知らないことなので、ほかのG8に比べてどれぐらいのレベルなのか。過去、どういうものに使われてきているのか。説明責任があると思いますので。

ただ、これのお金は外務省が出している？

(近藤部会長) ほかにあり得ないですね。

(鈴木委員) それゆえここで議論すべきとは思っていないんですが、私はちょっとわかりませんが、ぜひ資料があれば教えていただきたいということ。

それから、細かい話で恐縮ですが、国際問題研究所の軍縮核不拡散促進センターと書いて

あります。核はないと思います。国際問題研究所。核以外の不拡散を全部。

それから、核不拡散科学センター、核不拡散科学技術センターです。科学技術が入っているのが重要です。

同じく17ページのところのセキュリティ活動のところでも重要なものが抜けているのは、国連決議の1540というのが大量破壊兵器のテロ対策について合意に達した。これは国内法制にすでに影響を与えていると思いますので、これもぜひ書いておいていただきたいと思います。

(近藤部会長) 最初の問題、広瀬委員がおっしゃったことと鈴木さんの言ったこと、双方で議論をしてフィロソフィーが。鈴木さんは関係があると。関係がないとだれも言っていない。だから、原子力政策に1行に入れるか入れないかという最後の割り切りのところをどうするかという問題なんです。そこは間接効果があることは間違いがないと皆さんは思っている。そこについて所掌分野として、外交政策の世界で割り切るという切り方もあるということをお私が申し上げたところです。

日中協定の問題等々については、これはやはり高度な政治的な判断という面もあります。つまり国際社会の力関係の中で合意していくべきものであって、日本だけが一種異端なところも押し付けているとしたら、改定を求められるのは必定でしょう。IAEAが選択施設としなければ代替措置を用意するべしといい続けることが本当に国際不拡散問題に効果的、効率的なアプローチかどうか、日本の自己満足のためにとにかく押し通すのがいいのかという冷めた評価が必要と思っています。そこは議論しなければならないと思います。われわれの美しい気持ちを絶対に守ってくれという言い方は現実的かという議論をしなければならないところだと思います。それはここで今日はやらないけれども。

それから、核セキュリティの問題。私の記憶が間違っていなければ日本が一番先に手を挙げてお金を出したけれども、出した金額は後からどんどん来た人のほうが多かった。あまり威張れるような金額ではない。日々努力して毎年少しずつ積み上げていく、そういう状況にあると思います。そういうことで問題は理解いたしました。

ほかに何か。

内藤理事。

(内藤専務理事) 今の鈴木先生のお話の中で気がつきましたのは、中国との間で初めて日本の輸出機材の平和利用担保の条文が盛り込まれたというのはどうかと思います。というのは、ほかの国との二国間協定の中で双務主義になっていますので、我が国から行った核物質がア

アメリカに行った場合には、アメリカは核兵器国なんだけれどもそこにちゃんと保障措置がかかるような手続きになっているということです。むしろ中国の場合には交渉の過程でなされた交換公文では保障措置ということよりは、ビジットということが書かれております。

それからもう1つ、これも細かい話ですが、非核兵器地帯、中央アジアでも動きがあると思いますので、これも書いていただいたほうがいいと思います。

(近藤部会長) わかりました。それでは、お約束の時間が過ぎていきますので、今日ご紹介したということで終わらせていただきます。皆様のご意見を引き続きいただいて、次の会のプログラムを考えたいと思います。

今日はこの辺で終わらせていただきます。先ほどの評価の紙、資料3、お正月にかけて作業をいたしますが、対論を用意すべき点、評価で強調すべき点等、具体的なお指摘をいただくと大変ありがたいです。

今日はこれで終わらせていただきます。

(中島補佐) 第11回の政策評価部会ですが、1月中旬から2月中旬のあいだに開催したいと思っております。日程につきましては追って調整させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

(近藤部会長) 今日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

どうぞよいお年を。

—了—